

# 地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業業務 および発酵産業魅力発信事業業務 委託仕様書

## 1 委託業務の名称

地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業および発酵産業魅力発信事業

## 2 委託業務の概要・目的

(概要)

本委託業務は、それぞれの事業について、費用対効果を高め、相乗効果を得られるよう、一体的な実施を図ることで、以下の目的を達成するものである。

(目的)

地場産業・伝統的工芸品の担い手（作り手、支え手、買い手などの関係人口）の育成・確保につなげるため、展示、販売、実演、体験を含む地場産業・伝統的工芸品の魅力発信拠点の設置、次年度以降の事業展開を検討するための効果検証を行うこと、また、「滋賀県発 発酵×Xビジネス報告書」（令和2年3月策定）に基づき、県内中小企業者の発酵製品の販売等によるPR活動により、滋賀県の発酵産業のさらなる盛り上げと知名度向上を目的とする。

## 3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月16日（月）までとする。

## 4 業務内容

【共通内容】

(1) 集客方法

拠点設置の事前周知にあたり、上記業務目的を達成できるようリーフレットおよびポスター作成、SNS・ウェブ媒体等を用いた幅広い手段を活用し、県内のみならず、近畿地方を中心に広くイベント周知を図ることができる効果的な集客方法を提案すること。また、リーフレットを作成する際は出展する事業者の紹介も入れること。

(2) 会場運営

- ①拠点設置中、会場内に管理責任者を常駐させること。
- ②上記業務目標を達成できるよう必要な会場スタッフの人数、役割、配置について提案すること。
- ③集中レジを設け、入金、簡易包装、クレジット入金等対応可能な体制を整えること。
- ④業務マニュアル（トラブル対応等を含む）を作成し、会場スタッフに順守させること。
- ⑤売上歩合の出展者からの徴収や売上の仕分け・送金、会場備品賃借料の支払いに関する一切の業務を行うこと。

(3) 損害保険、損害賠償について

- ①開催期間中に発生した対人事故、対物事故についての保障を行う保険に加入することとし、その保険料は委託料に含まれる。
- ②受託者が、故意または過失により会場、備品等を損傷し、または滅失したときは、受託者の負担により原状回復すること。
- ③受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うものとする。

(4) 共通経費について

以下双方の業務実施時における共通経費については、按分により算出すること。

なお、按分の割合等は、それぞれの業務内容に応じた割合とし、県と協議の上決定すること。

(5) その他

以下双方の業務が、相乗効果を得られる内容を提案し、実施すること。

**1** 地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業業務

(1) 拠点設置の概要

①内容

地場産業・伝統的工芸品製造事業者による製作実演・体験（展示販売を含む）ができる拠点の設置および拠点設置場所での地場産業・伝統的工芸品に係る子ども・若者向けイベント企画、実施

②期間

（拠点設置について）

令和7年8月～令和8年2月までの期間中、3か月以上（開催日程については県と協議の上決定すること）

（イベントについて）

令和7年8月～令和8年2月までの期間中、3日以上（開催日程については県と協議の上決定すること）

③会場 県北部地域（長浜市、高島市、米原市）で本目的が達成できる効果的な場所・施設等（開催場所については県と協議の上決定すること）

※上記会場の利用申込手続き、支払業務等については本業務に含むものとする。

※会場を利用する際には工芸品等の販売に伴い売上歩合が発生する場合は、当歩合は出展者が負担することとする。

## (2) 会場設営

- ①滋賀の伝統的工芸品や地場産業に対する来場者の関心や印象を高め、わかりやすい、好感度の高いブースデザインや展示方法や会場レイアウトの設計を提案すること。
- ②拠点設置に必要な什器、備品等については、受託者が賃貸すること。(装飾・照明等工事、機材、音響・映像システム等手配および操作(オペレーター含む)、展示品の紹介パネルや展示ケース等の制作、展示作品のキャプション作成、備品等の調達および展示品等の搬入・搬出作業や看板等のデザイン・制作、設営および撤去を含む)
- ③その他、会場との連絡調整等、会場設営に必要となる一切の業務を行うこと。
- ④最終的な会場レイアウトについては、県および出展者に確認の上調整を行うこと。

## (3) 出展者・出展内容の調整等

- ①出展者は滋賀県の経済産業大臣指定伝統的工芸品・知事指定滋賀県伝統的工芸品と地場産業の事業者より調整を行うこと。
- ②展示(パネル展示等を含む)は、以下リストの全事業者、販売は、1日あたり10事業者程度、製作実演・製作体験については、土日祝日の1日あたり3事業者程度の拠点設置を想定。  
(それぞれ想定の7割(通算)に満たない場合は、減額の対象となる。なお、減額は、県と協議の上決定する。)
- ③事業者の状況に応じて、商品等の搬入出は代行できる体制を整えること。
- ④実演および体験実施事業者には1日あたり1万円の謝金を支払う。

### 【伝統的工芸品製造業者リスト】

番号	工芸品名	製造業者名	製造地域
1	近江上布	滋賀県麻織物工業(協)	愛荘町
2	網織紬	奥田武雄	長浜市
		奥田重之	
3	秦荘紬	川口織物(有)	愛荘町
4	綴錦	織匠[宗八](株)清原織物	守山市・米原市
5	正藍染	植西恒夫	湖南市
6	手織真田紐	西村操	東近江市
7	草木染手組組紐	(有)藤三郎紐	大津市
8	近江刺繍	近江美術刺繍工芸社	愛荘町
9	彦根繡	(有)青木刺繍	彦根市

10	楽器系	西山生糸組合	長浜市
		木之本町邦楽器原糸製造保存会	
		丸三ハンモト(株)	
11	鼻緒	滋賀県花緒サンダル組合	長浜市
12	特殊生糸	西村英雄	長浜市
13	押絵細工	東川雅彦	近江八幡市
14	近江真綿	近江真綿振興会	米原市
15	輪奈ビロード	(株)タケツネ	長浜市
16	信楽焼	信楽陶器工業(協)	甲賀市
17	膳所焼	(有)膳所焼窯元 陽炎園	大津市
18	近江下田焼	近江下田焼陶房	湖南市
19	(再興)湖東焼	中川一志郎	彦根市
20	提灯	かさぜん中川澄美	長浜市
21	ろくろ工芸品	片山木工所	長浜市
22	木製桶樽	村田茂朋	竜王町
23	高島扇骨	滋賀県扇子工業(協)	高島市
24	上丹生木彫	上丹生木彫組合	米原市
25	八幡丸竹工芸品	(有)竹松商店	近江八幡市
26	木珠(高級木製数珠玉)	(株)カワサキ	近江八幡市
27	彦根仏壇	彦根仏壇事業(協)	彦根市
28	浜仏壇	浜仏壇工芸会	長浜市
29	鋳金具	辻清	長浜市
30	近江雁皮紙	(有)成子紙工房	大津市
31	雲平筆	筆師第15世 藤野雲平	高島市
32	和ろうそく	(有)大與	高島市
		北村雅明	長浜市
33	太鼓	正木専治郎	愛荘町
		二代目 杉本才次	
34	大津絵	高橋松山	大津市
35	長村梵鐘	(株)金壽堂	東近江市
36	小幡人形	細居源悟	東近江市
37	愛知川びん細工手まり	伝承工芸愛知川びん細工手まり保存会	愛荘町

38	いぶし鬼瓦	美濃邊鬼瓦工房	大津市
39	神輿	(株)さかい	野洲市
40	江州よしすだれ	(株)タイナカ	東近江市
		よし藤 田井中憲一	

【滋賀県の地場産業組合リスト】

浜縮緬工業協同組合	滋賀バルブ協同組合
彦根仏壇事業協同組合	ひこね繊維協同組合
湖東繊維工業協同組合	滋賀県麻織物工業協同組合
滋賀県製薬工業協同組合	信楽陶器工業協同組合・信楽陶器卸商業協同組合
高島織物工業協同組合	滋賀県扇子工業協同組合

(4) 効果検証・事業検討

- ①拠点設置期間中、来場者・出展事業者に対するアンケート調査を実施すること。
- ②アンケート調査内容については、検証に必要な事項や効果的な回答の収集方法を検討し、県と協議の上、決定すること。
- ③実施したアンケートについて、集計、分析して県に報告すること。
- ④県に報告したアンケート調査およびデータ分析の結果にかかる著作権は、委託料が支払われた時点で滋賀県に譲渡されるものとする。
- ⑤これまで県で実施した事業実績および拠点設置期間中のアンケート調査や拠点設置の状況、来場者の様子、出展者から意見などを踏まえた、次年度以降の事業展開として効果的な事業内容を検討し、提案すること。
- ⑥子ども・若者向けイベント結果についても、実施状況、来場者の様子等まとめ、効果検証を行うこと。

(5) 独自提案

拠点設置にあたり、滋賀県の伝統的工芸品や地場産業の認知度向上、拠点への誘客促進につながる提案をすること。特に実施場所、実施時期、イベント等の内容について、独自性があり、目的の達成に効果的な提案を行うこと。

## 2 発酵産業魅力発信事業業務

### (1) PRイベントの企画・運営 概要

#### ①内容

滋賀県の発酵関連商品の販売および県内発酵産業をPRするイベントの企画・運営

#### ②期間

##### i) 県内

令和7年8月～令和8年2月までの期間中、土日2日間×2週間を3回以上開催  
(開催日程については県と協議の上決定すること) (1 地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業業務と同一期間の開催も可)

##### ii) 東京都内

令和7年8月～令和8年2月までの期間中、1日以上開催(開催日程については県と協議の上決定すること)

#### ③会場

##### i) 県内

県北部地域(長浜市、高島市、米原市)(開催場所については県と協議の上決定すること) (1 地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業業務と同一会場の開催も可)

##### ii) 東京都内

ここ滋賀(東京都内であれば「ここ滋賀」以外でも可。開催場所の詳細については県と協議の上決定すること)

※県内・東京都内とも会場の貸借料、利用申込手続き、支払業務等については、すべて本業務に含むものとする。会場をここ滋賀とする場合でも同様。

※会場を利用する際に、商品等の販売に伴い売上歩合が発生する場合は、当歩合は出展者が負担することとする。

### (2) PRイベント内容

①県内発酵関連産業に対する来場者の関心や印象を高め、わかりやすい、好感度の高いブースデザインや展示方法や会場レイアウトの設計を提案すること。

②PRイベント開催に必要な什器、備品等については、受託者が選定・賃貸すること。  
(装飾・照明等工事、機材、音響・映像システム等手配および操作(オペレーター含む)、展示品の紹介パネルや展示ケース等の制作、展示作品のキャプション作成、備品等の調達および展示品等の搬入・搬出作業や看板等のデザイン・制作、設営および撤去を含む)

③県内でのPRイベントは、販売会に加え、1回の開催(土日2日間×2週間)につき1日以上参加型イベントを企画・実施すること。内容は、子供も参加でき、来場者の方々に「滋賀の発酵」の魅力が伝わるものとし、教室や体験会、セミナー形式など、形態は問わない。

④東京都内でのPRイベントは、「県北部3市における滋賀の発酵」の魅力が伝わる参加型イベントの内容を提案し、企画・実施すること。子供も参加できる内容とすること。

教室や体験会、セミナー形式など、形態は問わない。

⑤その他、会場との連絡調整等、会場設営に必要となる一切の業務を行うこと。

⑥最終的な会場レイアウトについては、県および出展者に確認の上調整を行うこと。

### (3) 出展者・出展内容の調整等

①PRイベントの出展者は、県内に製造・販売拠点を置く発酵関連事業者を広く募集し、調整を行うこと。ただし、東京都内でのPRイベントについては、県北部3市に製造・販売拠点を置く発酵関連事業者とすること。なお、「発酵関連事業者」は、発酵食品を製造・販売する事業者に限らず、発酵技術を用いた製品（化粧品等）を扱う事業者など幅広い業種を対象とする。（選定については県と協議の上決定すること）

②募集事業者は10事業者程度を想定しており、業種に偏りが出ないように調整すること。事業者ごとに紹介パネルを製作し、来場者への魅力発信に活用すること。

③事業者の状況に応じて、商品等の搬入出を代行できる体制を整えること。ただし、法律等、委託業者で対応できない理由がある場合には、募集段階で制約をかけることも可能とする。その場合、必ず県と協議を行うこと。（酒類等の制度については、特に注意すること。）

④東京都内でのPRイベントに事業者が現地で参加する場合には、事業者に対して1日一人あたり1万円の謝金と旅費（実費）を支払う。

※支払業務等、事業者の招聘にかかる経費および業務は、本業務委託料に含むものとする。

### (4) 効果検証・事業検討

①PRイベント開催中、来場者・出展事業者に対するアンケート調査を実施すること。

②アンケート調査内容については、検証に必要な事項や効果的な回答の収集方法を検討し、県と協議の上、決定すること。

③実施したアンケートについて、集計、分析して県に報告すること。

④県に報告したアンケート調査およびデータ分析の結果にかかる著作権は、委託料が支払われた時点で滋賀県に譲渡されるものとする。

### (5) 独自提案

県内および東京都内でのPRイベント開催にあたり、滋賀県の発酵関連産業の認知度向上、販売会への誘客促進につながる提案をすること。特に実施場所、実施時期、イベント等の内容について、独自性があり、目的の達成に効果的な提案を行うこと。

## 5 成果物の提出

事業終了後、次の成果物を作成し、令和8年（2026年）3月16日（月）までに提出すること。

### （1）事業報告書

本業務で実施した内容を取りまとめたもの。①地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業業務と②発酵産業魅力発信事業業務、それぞれについて作成すること。内容には、アンケート調査およびデータ分析、事業検討の結果も含む。

### （2）記録写真データ

開催期間中の会場風景や展示販売、製作実演および製作体験等について、記録写真の撮影を行い、業務別にデータで納品すること。

### （3）回収したアンケート用紙

（4）事業検討・提案書（①地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業業務に限る）

## 6 その他事項

（1）受託者は、遵守すべき関係法令等を則り、適正に業務を遂行すること。

（2）受託者は、事業を実施するにあたり、必ず1名以上は連絡調整者を配置し、責任者は本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する業務責任者を専任できる者で業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。業務責任者については、本業務終了まで主たる担当者として業務を行える者に限る。その他、業務に必要な人員体制についても詳細を提案すること。

（3）本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、協議、了承を得ることとする。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。

（4）受託者は、本業務を実施するにあたり、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合には、責任をもって対応し解決を図るとともに、その旨を速やかに県に連絡するものとする。

（5）本仕様書に明示のない事項または業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ることとする。

（6）その他、本仕様書の記載のない事項については、提案の範囲とする。

（7）受託者は、受託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、①地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業業務と②発酵産業魅力発信事業業務の経費を明確に区分し、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、事業の完了日の属する年度の終了後10年間これを保存するものとする。また、本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査の対象となることがある。

## 7 問い合わせ先

### 共通内容、**1** 地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業業務

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 東館2階

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課モノづくり・地場産業振興係

TEL : 077-528-3791 FAX:077-528-4876

### **2** 発酵産業魅力発信事業業務

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 東館3階

滋賀県商工観光労働部商工政策課ビジネス振興・海外展開支援係

TEL : 077-528-3715 FAX:077-528-4870